# テレビ番組等による
# ワンヘルスフェスタ２０２４情報発信・ワンヘルス啓発業務委託仕様書

## １　委託業務名

テレビ番組等によるワンヘルスフェスタ２０２４情報発信・ワンヘルス啓発業務

## ２　業務目的

新型コロナウイルス感染症をはじめ、人と動物双方に感染する「人獣共通感染症」は、人口増加、農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって動物と人との関係性が変化したために、元々野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人にも感染するようになったとされている。この人獣共通感染症に対応するためには、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と考えるワンヘルスの理念に基づく総合的な取組が重要である。

本県では、ワンヘルスの啓発イベントとして、過去４年にわたって「ワンヘルスフェスタ」（令和４年度までは「ワンヘルスフェスティバル」名称）を開催しており、ワンヘルスの認知率は向上してきている。今年度も、ワンヘルスに関する理解促進を加速するため、県民がワンヘルスを身近に感じ、楽しみながら様々な体験ができる県民参加型啓発イベントを開催する予定である。

本事業については、イベント開催に向け、テレビ番組等を活用して効果的に当該イベントに係る情報を発信するとともに、県民のワンヘルスの認知度向上をさらに啓発・推進していくための広報に係る業務を委託するものである。

## ３　委託期間

契約を締結した日から令和６年１１月２０日（水）まで

## ４　委託費

８，６６２，５００円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## ５　業務内容

（１）テレビ番組等を活用したワンヘルスに関する情報発信

情報発信の内容は、主に以下の２点とする。

（ｉ）ワンヘルスフェスタ２０２４（筑後・筑豊）に係る情報発信

- ワンヘルスフェスタは、筑後地域、筑豊地域において計２回開催する。フェスタの開催について、テレビ番組のコーナーやＣＭ等によって視聴者へ周知を図ること。
- ワンヘルスフェスタに関して、県民が魅力的なイベントであると感じるように工夫する。
- 開催に係る情報は、極力複数回放送することとし、その内容は視聴者の行動意欲をかきたてられるものとする。

なお、ワンヘルスフェスタの企画・運営については、別途、企画提案公募を行っており、委託先事業者を選定する。イベントに係る具体の企画については今後の提案により示される予定である。

ワンヘルスフェスタ２０２４の概要については、次の通りである。

| | ①ワンヘルスフェスタ２０２４in 筑後 | ②ワンヘルスフェスタ２０２４in 筑豊 |
|---|---|---|
| 日程 | ２０２４年１０月６日（日） | ２０２４年１０月２０日（日） |
| 時間 | １０～１６時 | １０～１６時 |
| 会場 | 九州芸文館<br>福岡県筑後市大字津島 1131 | 遠賀川河川敷公園（市役所下）<br>※企画提案の内容によっては市庁舎も利用<br>福岡県直方市 殿町 |
| 内容<br>（予定） | ①ステージイベント<br>開会式<br>ワンヘルスをわかりやすく伝える企画<br>（R5：トークショー、クイズ等）<br>②ブース出展<br>ワンヘルス宣言事業者、県内高校　他<br>③ふれあい動物園 | ①ステージイベント<br>開会式<br>ワンヘルスをわかりやすく伝える企画<br>（R5：トークショー、クイズ等）<br>②ブース出展<br>ワンヘルス宣言事業者、県内高校　他<br>③ふれあい動物園 |

（ⅱ）ワンヘルスの認知度向上のために効果的な情報発信

・テレビ番組等を活用し、幅広い年齢層かつ多数が視聴するように映像、ナレーション等を検討しながら、ワンヘルスの認知度向上に効果的な放送を行う。

・放送内容は、ワンヘルスフェスタの開催に向けて、視聴者がワンヘルスに対して興味・関心を持てるよう、ワンヘルスの理念や実践例をわかりやすく紹介するものとする。

・放送時間帯は、放送する県内民放テレビ局が定めるタイムランクでＢ以上の時間帯を原則とし、幅広い年齢層かつ多数が視聴できる時間帯とする。

（２）制作した番組・報告書等の提出

・制作・放送した番組は録画を行い、県へＤＶＤ及びｍｐ４データで提出する。

・録画データについて、同じ内容を複数回放送する場合は、初回放送分のみの提供とする。

・制作・放送した番組については、県へ視聴率の報告を行うとともに、放送実績から分析される効果・要因・改善案等の情報の提供を行う。

## ６　業務を遂行する上で必要な事務

（１）企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。

また、ワンヘルスフェスタ２０２４（筑後・筑豊）企画運営業務の委託先事業者に対しても、必要な連携・協力、調整を行うこと。

（２）放送する内容については事前に県と協議すること。

（３）業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。

（４）委託先事業者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

（５）番組の制作及び放送に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、委託先事業者は必要な権利処理を行うものとする。

（６）当事業実施にあたって必要な費用は委託先事業者が負担すること。

（７）当事業実施にあたって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

## ７　二次使用

県は次に掲げる方法により、放送した番組を二次使用することができるものとする。

（１）県庁舎及び県出先機関等における上映

（２）県が行う会議、フォーラム、イベント等における上映

## ８　その他

この仕様書に定めのない事項は、県と委託先事業者の双方で別途協議を行うこととする